

平成 27 年の地方分権改革に関する提案募集に向けて

地方分権改革有識者会議議員

鳥取県知事 平井 伸治

安倍内閣のもとで導入された「提案募集方式」においては、意欲と知恵がある数多くの提案が地方から提出されるとともに、提案の実現に向けて、安倍内閣総理大臣、石破内閣府特命担当大臣のリーダーシップのもと積極的な検討が進められた結果、地方分権改革の最重要課題であった農地制度改革をはじめ、多くの提案について趣旨を踏まえた対応がとられるに至り、地方分権改革は大きな前進を見たところです。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生の根幹をなすものです。中でも「提案募集方式」は、国が選ぶのではなく、地方が選ぶ地方分権改革の新たな手法であり、その継続・充実に地方は大きく期待しています。

現在、政府においては次回の地方からの提案の募集に向けた検討が進められているところですが、地方分権改革に対する地方自治体のさらなる意欲を喚起し、地方創生の実現に向け、地域の課題解決のための取組が一層進むよう、以下のとおり意見を提出します。

1 地方からの提案に対する対応について

平成 26 年の地方からの提案に関する対応方針では、地方からの提案の約 6 割について提案の趣旨を踏まえ対応するとされていますが、中には地方が提案した権限移譲や規制緩和とは異なる対応となっているものも数多く含まれています。

地方創生の実現に資する課題解決に向けた取組を進めるため、断固たる姿勢で権限移譲や規制緩和に取り組まれることを求めます。

提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果等の立証責任を地方のみに課すのではなく、地方への権限移譲や規制緩和を行うことを原則として、地方に委ねることによる支障等の立証・説明責任を国もしっかりと果たすという姿勢が必要です。

また、全国一律の権限移譲が困難である場合には「手挙げ方式」を積極的に活用するとともに、広域的な観点での権限行使の必要性を理由に移譲が認められなかった権限について、広域連合へ積極的に移譲することについても検討することを求めます。

2 提案が実現しなかった事項に対する対応について

初年度において提案が実現しなかった事項については、単年度で結論を得ることが難しく、改めて新たな情勢の変化や支障事例、制度改正による効果等が具体的に示された場合には調整の対象とするとされています。

地方側には、初年度において提案が実現しなかった事項について再提案を求める強い意向があり、地方創生の実現に向け、地域の課題の解決に資する提案については、既に整理済みとして一律に道を塞ぐことなく、柔軟な対応を求めます。

3 継続検討提案に対する適切なフォローアップについて

対応方針において「平成27年中に検討を行う」、「平成27年中に結論を得る」などとされている提案について、地方分権改革有識者会議等において適切にフォローアップを行い、提案が実現するよう取り組むことが必要です。

4 提案募集の対象について

地方創生の実現に向け解決すべき課題は、地方自治体のみならず、国や民間も含めた多様な主体の活動の中にも存在しますが、平成26年の地方からの提案においては、地方自治体の事務処理に係るものではないとの理由から検討の俎上に上らなかったものもあります。

地方自治体の事務処理に係るものか否かに関わらず、地方創生の実現に向け、解決すべき課題については幅広く提案募集の対象とすべきです。

5 重点事項以外の提案に対する対応について

地方分権改革有識者会議などの場で十分に議論される事項、いわゆる重点事項として扱われなかった事項について、内閣府と関係府省間での調整に終始するのではなく、具体的な支障事例が提示されたような提案については、各府省によるヒアリングの実施や、場合によっては地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会で処理するなど、結果に対する納得性を高めるよう努めるべきです。

6 権限移譲等の円滑な実施について

権限移譲等を円滑に進めるため、通常国会に関連法案を提出の上、早期に成立を期していただくとともに権限移譲に伴う財源措置及び人的措置を確実に実施することが必要です。あわせて、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等についても具体的な検討と調整を早期に進めることが必要です。

7 地方分権改革の一層の推進について

地方分権改革の一層の推進のためには、提案募集方式の改善・継続はもとより、さらなる権限移譲・規制緩和に引き続き取り組むとともに、地方税財源の充実・確保が何よりも重要です。

併せて、地方の意見が確実に施策に反映されるよう国と地方の協議の場を積極的に活用するとともに、分野別分科会を設けるなど協議の質を充実させることが必要です。

また、個別の課題として、ハローワークの地方移管に向け、国において一体的実施や特区の成果や課題の検証を速やかに実施されることを求めます。